

○国土交通省告示第四百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年四月二十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道391号改築工事（釧路町改良工事・北海道釧路郡釧路町字別保原野地内から同町中央9丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 北海道釧路市貝塚3丁目地内

北海道釧路郡釧路町字別保原野、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、中央6丁目、中央9丁目及び字別保原野南22線地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道釧路郡釧路町字別保原野地内から同町中央9丁目地内までの延長1.9kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道391号改築工事（釧路町改良工事）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道391号改築工事（釧路町改良工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、本体事業の施行により必要となる市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道391号（以下「本路線」という。）は、釧路市を起点とし、北海道釧路郡釧路町、同道川上郡標茶町、同郡弟子屈町、同道斜里郡小清水町等を経て網走市に至る延長116.2kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、工場、事業所、店舗等が連担する地域を通過しており、域内の日常生活及び経済活動による利用が集中するとともに、釧路市のベッドタウンとして急激に発展している本路線沿線地域から朝夕の通勤時間帯を中心に多くの車両が現道を利用している状況にあり、また、隣接する川上郡標茶町及び同郡弟子屈町と釧路市を結ぶ幹線道路として、通勤、通学、買い物等の交通経路としても利用されている。加えて、現道は、釧路地域の主要産業である生乳等の酪農業をはじめとする畜産業に係る物流輸送経路や道東地域の観光路線として域外からも広く利用されており、自動車交通量の多い道路であるにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通容量が不足し、慢性的な交通渋滞が発生するなど安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況である。

平成17年度道路交通センサスによると、釧路郡釧路町中央地点における交通量は、15,126台/12h、18,756台/日、混雑度は1.84となっている。また、平成10年4月に北海道渋滞対策協議会が策定した「北海道第3次渋滞対策プログラム」において、現道内の雪裡交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成19年9月に起業者が実施した調査によると、同交差点において、川上郡標茶町方面から釧路市方面に向けて最長550mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通容量が向上し、現道における交通渋滞の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年7月に同法等に準じて、環境影響評価を実施したところ、騒音については一部環境基準を上回るものの、低騒音舗装を施工することにより環境基準を満足するものと評価されている。起業者は、以上の環境影響評価結果等を踏まえ、低騒音舗装を施工することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年10月23日に都市計画決定、平成14年3月12日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、沿道との高低差によって生じるのり面及び雪裡橋交差点の交差形状を除き、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿道周辺の市町村の長からなる北海道釧路地方総合開発促進期成会より本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道釧路市役所、同道釧路郡
釧路町役場